
監理技術者等の兼任制度については、昨年の建設業法改正で導入したところであるが、合理化を進めてほしいという意見がある一方、技術者の負担増となる意見もある。今後予定している発注者への調査の結果も踏まえ、検討したい。兼任を認める条件については、具体的な提案を頂ければありがたい。

③ 建設工事の請負契約については、建設業法令遵守ガイドラインで、軽微な工事も含め、災害時等止むを得ない場合を除き、原則として、着工前に書面で行わなければならないとしている。個別の事案については、個々に問い合わせいただきたい。

(2) 価格転嫁・取引適正化の関係について

価格転嫁・取引適正化の関係について、日空衛より次の通り要望しました。

- ① 労務費の基準に合わせたCCUSレベル別年収の改定と両者の関係性の周知
- ② 安全衛生経費の適切な行き渡りの指導及び個人事業主に対する安全衛生措置の義務化の周知
- ③ 民間工事の発注者に対する労務費相当額の支払条件改善の指導
- ④ 取適法の「製造委託」の建設工事への適用の明確化

これに対し、国土交通省からは以下の説明がありました。

① 改正建設業法に基づく労務費の基準については、公共工事・民間工事を問わず、発注者から技能者を雇用する建設業者まで、全ての契約段階において公共工事設計労務単価を基礎とした適正な労務費が確保されることを目指している。CCUSレベル別年収については、目標値と標準値という二つの水準値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払を推奨するという考えの下、標準値を下回る支払い状況の事業者については、労務費ダンピングのおそれがないか重点的な確認をすることとしている。

今後、説明会等あらゆる機会を活用して両者の関係性を周知したい。また、設計労務単価の改定、労務費の基準の改定を踏まえ、CCUSレベル別年収についても適切に改定していきたい。

② 建設業法の改正を受け、「労務費に関する基準」において、確保することが必要な経費として安全衛生経費を位置づけ、見積書、請負代金内訳書に明示する項目として追加し、様式例やガイドラインとして示すこととしている。今後、改正建設業法に基づく措置につい